

○西いぶり広域連合長の職務を代理する者を定める規則

平成19年3月30日
規則第5号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合規約（平成12年規約第1号）第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、広域連合長の職務を代理する者を定めるものとする。

(副広域連合長の職務代理の順序)

第2条 西いぶり広域連合規約第14条第1項の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとし、広域連合長の選出市町の長を除いて順序を繰り上げる。

第1順序 室蘭市長である副広域連合長

第2順序 登別市長である副広域連合長

第3順序 伊達市長である副広域連合長

第4順序 豊浦町長である副広域連合長

第5順序 壮瞥町長である副広域連合長

第6順序 洞爺湖町長である副広域連合長

(事務管理者による職務代理)

第3条 広域連合長及び副広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長及び副広域連合長が欠けたときは、地方自治法第152条第3項の規定により、事務管理者が広域連合長の職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。